

令和3年第1回羅臼町議会定例会（第1号）

令和3年3月5日（金曜日）午前10時開会

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 町長行政報告
- 日程第 5 議案第 3号 令和2年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算
- 日程第 6 議案第 4号 令和2年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計補正予算
- 日程第 7 議案第 5号 令和2年度目梨郡羅臼町後期高齢者医療事業特別会計補正予算
- 日程第 8 議案第 6号 令和2年度目梨郡羅臼町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算
- 日程第 9 議案第13号 羅臼町議会議員及び羅臼町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例制定について
- 日程第10 議案第14号 羅臼町議会議員の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第11 議案第15号 重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第12 議案第17号 羅臼町指定介護予防支援等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第13 議案第18号 羅臼町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第14 議案第19号 羅臼町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第15 議案第20号 羅臼町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基

準を定める条例の一部を改正する条例制定について

日程第16 議案第21号 町道路線の廃止及び認定について

日程第17 町長・教育長の行政執行方針

○出席議員（10名）

議長	10番	佐藤	晶	君	副議長	9番	小野	哲也	君
	1番	加藤	勉	君		2番	田中	良	君
	3番	高島	讓二	君		4番	井上	章二	君
	5番	坂本	志郎	君		6番	松原	臣	君
	7番	村山	修一	君		8番	鹿又	政義	君

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条により説明のため出席した者

町長	湊屋	稔	君	副町長	川端	達也	君
教育長	和田	宏一	君	監査委員	松田	眞佐都	君
企画振興課長	八幡	雅人	君	総務課長	本見	泰敬	君
税務財政課長	対馬	憲仁	君	税務財政課長補佐	飯島	東	君
環境生活課長	松崎	博幸	君	保健福祉課長	太田	洋二	君
福祉・介護担当課長	福田	一輝	君	保健・国保担当課長	洲崎	久代	君
産業創生課長	大沼	良司	君	まちづくり担当課長	石崎	佳典	君
建設水道課長	佐野	健二	君	学務課長	平田	充	君
社会教育課長	野田	泰寿	君	社会教育課長補佐	湊	慶介	君
図書館長	菊地	理恵子	君	会計管理者	仙福	聖一	君

○職務のため議場に出席した者

議会事務局長	鹿又	明仁	君	議会事務局次長	長岡	紀文	君
--------	----	----	---	---------	----	----	---

午前10時00分 開会

◎開会・開議宣告

○議長（佐藤 晶君） おはようございます。

ただいまの出席議員は10人です。定足数に達しておりますので、令和3年第1回羅臼町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

定例会会期日程表及び本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

なお、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、会期中における議場内でのマスクの着用並びに出入口3か所を開放します。ただし、発言時においてはマスクを外すことも許します。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（佐藤 晶君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、5番坂本志郎君及び6番松原臣君を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

○議長（佐藤 晶君） 日程第2 会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期については、議会運営委員会で協議していただき、本日から3月16日までの12日間とし、会議規則第9条第1項及び議案調査並びに議案審査のため、3月6日から3月7日及び3月9日から3月15日までの9日間は休会にしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日から3月16日までの12日間とし、会議規則第9条第1項及び議案調査並びに議案審査のため、3月6日から3月7日及び3月9日から3月15日までの9日間は休会とすることに決定いたしました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（佐藤 晶君） 日程第3 諸般の報告を行います。

去る2月9日、書面にて第72回全国町村議会議長会定期総会が開催され、羅臼町議会が議会基本条例の制定をはじめ、議会活動の活性化が評価され、町村議会表彰を受彰しました。

次に、羅臼町監査委員から、例月出納検査の結果について報告がありました。関係書類及び資料は、議長の手元で保管しております。

これで、諸般の報告を終わります。

◎日程第4 町長行政報告

○議長（佐藤 晶君） 日程第4 町長から行政報告の申し出がありましたので、これを許します。

町長。

○町長（湊屋 稔君） おはようございます。

令和3年度第1回定例町議会の御案内をさせていただきましたところ、議員皆様の御出席を賜りましてお礼を申し上げます。

本日より、新型コロナウイルス感染予防のため、議場や議員席にアクリル板を設置させていただきました。多少お聞き苦しいこともあろうかと思いますが、御理解をいただければと思います。

また、先ほど議長より報告がございました羅臼町議会が町村議会表彰を受彰されたという報告がございました。日頃の議会の活動に対し表彰を受けたことと、大変私としても嬉しく思っております。心からおめでとうございます。

それでは、議長よりお許しをいただきましたので、2件の行政報告をさせていただきます。

1件目は、新型コロナウイルスワクチン接種についてであります。

新型コロナウイルス感染症につきましては、依然として道内各地で感染者の報告がされております。2月26日、27日に根室振興局管内で感染者の報告がありましたが、その後、管内的な広がりもなく、安堵しているところです。

このコロナウイルス感染症対策の一環として、国では2月17日から医療従事者等のコロナウイルスワクチンの先行接種を始めました。当町でのワクチン接種体制も当初65歳以上の高齢者の接種期間時期を3月下旬から実施できるよう準備を進めるようにとのことで、それに向けて体制を検討してまいりました。

現在のところ、知床らうす国保診療所での個別接種に加え、週1回程度の診療所スタッフによる集団接種、また以前から羅臼町で季節性インフルエンザ予防接種の集団接種を行っていただいている中標津町こどもクリニックの栗山院長より、羅臼町内での集団接種の実績があるため協力したいとの申し出があり、日曜日の集団接種をお願いしております。

しかしながら、現在のところ十分なワクチンの確保についてのめどが不明なため、接種開始が行えない状況にあります。ワクチンの供給状況により接種開始時期が見通せない状況がありますが、接種できる状況となりましたら、町政だより等でお知らせすることといたしますので、対象となる皆様の接種をお願いいたします。

2件目は、鮮魚取扱高についてであります。

お手元に配付させていただきました日報は、令和3年3月3日付のものであります。

主要魚種で見ますと、ホッケが好調でありまして、数量で4倍以上、単価が100円安だったこともあります。取扱金額で2.6倍となっております。ホッケにつきましては、昨年は秋漁も好調に推移しておりましたので、資源回復を望むところであります。

スケソウは、前年同期より2倍近い水揚げがあり、単価が少し安かったこともあります。金額で1.6倍となっております。しかしながら、スケソウの水揚げが伸びた一方でタラが数量で前年同期の3分の1と落ち込んでおり、約4億6,700万円の水揚げ金額は約1億7,000万円まで落ち込んでおります。

ウニ漁につきましては、2月に入ってから天候にも恵まれ、出漁回数も順調であることから、前年同期とほぼ同じく推移しております。しかし、聞くところによると、実入りがあまりよくなく、粒も小さいという報告もあり、海の環境や磯焼けなどにも注意が必要であると認識しております。

全体としては、最悪だった前年より数量、金額とも減少傾向にあり、厳しい状況が続いております。急激な資源の回復は望めないことから、この危機的状況に耐え、乗り越えていくための方法を羅臼漁業協同組合や関係産業団体と、さらなる協議をしてみたいと考えております。

大変な状況が長く続いております。様々な対策を打っていかねばなりません。やはり願うことは資源の回復であります。春漁に向け、多くの魚が羅臼沖に来遊してくれることを心から願い、行政報告とさせていただきます。

○議長（佐藤 晶君） これで、行政報告は終わりました。

◎日程第5 議案第3号 令和2年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算

○議長（佐藤 晶君） 日程第5 議案第3号令和2年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（湊屋 稔君） 議案書の1ページをお開き願います。

議案第3号令和2年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算について、また、この後予定をしております議案第4号から議案第6号、また議案第13号から議案第15号、さらに議案第17号から議案第21号につきまして、副町長及び各担当課長から内容について説明さ

させていただきますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（佐藤 晶君） 副町長。

○副町長（川端達也君） 議案の1ページをお願いいたします。

議案第3号令和2年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算。

令和2年度目梨郡羅臼町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正であります。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6,224万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ61億9,267万3,000円とする。

2項で、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第2条は、繰越明許費であります。

地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

第3条は、地方債の補正であります。

地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

2ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

11款1項地方交付税1,046万7,000円を減額し、19億9,227万7,000円。歳出の財源調整分として地方交付税に求めるものであります。

14款使用料及び手数料100万8,000円を減額し、1億77万円。

1項使用料100万8,000円を減額し、7,395万8,000円。新型コロナウイルス感染症による経済的影響により、温泉を使用している旅館業を対象に7月から12月まで温泉使用料30%の減免を行いました。追加支援としまして1月から3月までを50%の減免措置としたものであります。

15款国庫支出金842万1,000円を追加し、11億4,805万3,000円。

1項国庫負担金250万1,000円を追加し、1億3,284万7,000円。内容につきましては、障がい者介護・訓練等給付費負担金が487万円の追加であります。新規施設入所者1名が増加したことなどによるものでございます。また、児童手当の事業費確定により236万9,000円の減額であります。

2項国庫補助金583万2,000円を追加し、10億1,256万7,000円。新型コロナウイルス感染拡大に伴う全国民に対して10万円を支給しました特別定額給付金の事業費確定により、825万3,000円の減額。新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金の関係分が、新規事業としまして水産加工業の業績悪化に対する支援として1,550万円を追加。放課後健全育成事業が、児童福祉施設等感染症対策事業費補助金の対象となったことで、財源の組替えとしまして210万円の減額。GIGAスクール構

想に向けたICT環境整備事業が、入札減による事業費の確定で233万9,000円の減額となり、合わせて1,106万1,000円の追加であります。子育てのための施設等利用給付交付金が幼稚園預かり利用者の減少により41万円の減額。新型コロナウイルスワクチン接種体制の構築に向けた経費が、国からの補助金として1,655万8,000円の追加。社会資本整備総合交付金につきましては、町営住宅長寿命化事業費272万8,000円の減額と橋りょう長寿命化事業費1,178万6,000円の減額であり、それぞれ交付金の額の確定によるものでございます。さらに、GIGAスクール構想における学校機器購入費が公立学校情報機器整備費補助金の対象となったことで60万2,000円を追加。ICT環境整備事業入札減に伴い、情報通信ネットワーク環境整備補助金につきましても470万1,000円が減額となります。道の駅前駐車場拡充整備事業の補助金額が増額で3万3,000円の追加となります。

3項国庫委託金8万8,000円を追加し、263万9,000円。国民年金法施行令等の改正に関わるシステム改修に対して、国からの委託金であります。

16款道支出金152万5,000円を追加し、1億6,571万1,000円。

1項道負担金124万1,000円を追加し、8,144万3,000円。内容につきましては、令和2年度の後期高齢者医療保険基盤安定負担金の額の確定により、77万2,000円の減額。また、国庫負担金同様、児童手当の事業費確定で42万2,000円の減額。障がい者介護・訓練等給付費負担金につきましても、国庫負担金同様、新規の施設入所者1名が増えたことで243万5,000円の追加となっております。

2項道補助金28万4,000円を追加し、7,330万9,000円。内容につきましては、移住促進事業などの中止により、地域づくり交付金が150万円の減額。幼稚園預かり利用者の減少で、子育てのための施設等利用給付交付金が76万円の減額。これはいずれも新型コロナウイルスの影響によるものでございます。町内の放課後健全育成事業の経費が児童福祉施設等感染症対策支援事業補助金の対象となったことで210万円の追加。また、羅臼漁協が事業主体の水産資源増大対策事業が130万円追加。管内教育旅行誘致推進事業が25万円追加。これらは、それぞれ交付決定によるものでございます。給食センター整備事業の入札減により110万6,000円が減額で、これら合わせて道補助金が28万4,000円追加となっております。

18款1項寄附金100万円を追加し、5億495万円ですが、個人1名からの善意の御寄附をいただいたものでございます。

19款繰入金1項基金繰入金3,987万3,000円を減額し、3億3,548万円。内容につきましては2件ありますが、1件目は羅臼幼稚園屋根改修工事の入札減による事業費確定で、文教施設整備基金から121万円の減額。2件目は町営住宅長寿命化工事が2,954万円、老人福祉施設屋根改修工事が114万円、道の駅前駐車場拡充整備工事が798万3,000円ですが、いずれも事業費確定による減額で、合計3,866万3,000円を公共施設整備基金繰入金から減額するものでございます。

21款諸収入634万1,000円を減額し、8,196万2,000円。

3項雑入634万1,000円を減額し、7,848万5,000円。内容につきましては、温泉設備改修基本計画策定業務が二酸化炭素排出抑制対策事業の補助金採択を受けたことで874万5,000円の追加と、テレビ中継局関連工事の入札減など事業費確定によりデジタル混信対策事業費助成金1,508万6,000円の減額となっております。

22款1項町債1,550万円を減額し、10億5,102万9,000円であります。内容につきましては、防災行政無線デジタル化整備事業債180万円の減額。じん芥収集車更新事業債90万円の減額。橋りょう長寿命化事業債710万円の減額。給食センター備品更新事業債190万円の減額。学校ネットワーク環境整備事業債380万円の減額でありますが、いずれも入札減など事業費確定によるものでございます。

歳入合計6,224万3,000円を減額し、61億9,267万3,000円となるものでございます。

3ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款1項議会費120万円を減額し、3,369万6,000円。新型コロナウイルスの影響により、各種会議が中止になったことによる旅費の減額であります。

2款総務費5,078万2,000円を減額し、20億3,228万8,000円。

1項総務管理費4,864万円を減額し、19億4,525万6,000円。内容としましては、まず新型コロナウイルスの影響によるものでありますけれども、職員研修旅費の減額が180万円、北方領土交流事業や北方領土の啓発事業で8万9,000円の減額、地域振興や移住促進事業に要する経費419万8,000円の減額、公用車に要する燃料費75万9,000円の減額でありますが、これらはいずれもコロナウイルスの影響により事業が実施できなかったものや研修会会議などの中止によるものでございます。さらにコロナウイルスの影響により、阿寒バスの釧路羅臼線バス利用者人員が減少したことにより幹線市町が減収分を負担することになっており、当町の負担金として794万8,000円の追加となっております。全国民に対して10万円を支給した特別定額給付事業は事業費確定により825万3,000円の減額であります。次に、テレビ中継局の工事費1,508万6,000円の減額、町営住宅長寿命化事業工事費など2,723万2,000円の減額、公用車リース料17万1,000円の減額、いずれも入札減などによる事業費の確定でございます。また、個人1件の方から100万円の善意の寄附をいただき、国民健康保険診療所基金へ積み立てるものでございます。

2項徴税费51万円を追加し、993万5,000円。地方税法の改正に伴う固定資産税システム改修費の負担金であります。

6項監査委員費79万3,000円を減額し、112万1,000円。コロナウイルスの影響による出張旅費の減額となっております。

7項防災費185万9,000円を減額し、4,953万1,000円につきましては防

災行政無線デジタル化整備事業に伴う実施設計の入札減による事業費の確定でございます。

3款民生費430万3,000円を追加し、5億1,549万円。

1項社会福祉費757万円を追加し、4億3,253万4,000円。内容につきましては、老人福祉センター屋根の改修工事が114万円の減額で、入札減によるものであります。また、障がい者自立支援事業に要する経費で974万1,000円の追加であります。さらに新規入所者1名が増えたことや、利用サービスの増加によるものでございます。さらに後期高齢者医療事業特別会計繰出金が103万1,000円減額であります。令和2年度の基金安定負担金の交付額が決定したことによるものでございます。

2項児童福祉費355万5,000円を減額し、8,272万4,000円。児童手当の事業費確定によるものであります。

3項国民年金事務取扱費8万8,000円を追加し、23万2,000円。地方税法の改正に伴う国民年金システムの改修費でございます。

4款衛生費372万5,000円を追加し、7億2,306万7,000円。

1項保健衛生費441万3,000円を追加し、3億1,817万5,000円。この内容につきましては、高齢者インフルエンザ予防接種について新型コロナ地方創生臨時交付金を充当したことで170万3,000円を減額。また、新型コロナウイルスワクチン接種に要する経費としまして1,655万8,000円の追加であります。全額国からの補助金での対応となります。国民健康保険診療所事業特別会計繰出金が1,054万1,000円の減額でありますけれども、診療所に対する特別調整交付金の増額が確定されたことによるものでございます。さらに、令和元年度の未熟児療育医療費国庫負担金の確定により、返還金の発生が生じることで9万9,000円の追加となっております。

3項清掃費68万8,000円を減額し、3億9,875万1,000円。じん芥収集車の入札減による需用費の確定となっております。

5款農林水産業費116万円を追加し、7,753万円。

3項水産業費116万円を追加し、5,060万7,000円。これにつきましては、羅臼漁協が事業主体で進めておりますウニやナマコの資源増大対策事業と、タコの産卵床設置事業に対する補助金の交付決定によるものでございます。

6款1項商工費338万3,000円を追加し、2億5,554万3,000円につきましては、道の駅駐車場整備工事に伴う入札減で795万円の減額。また、観光推進を図る地域おこし協力隊員2名の採用を計画しておりましたけれども、1名のみ採用となったため、1名分の416万7,000円の減額。新型コロナウイルス、あるいは首都圏等の緊急事態宣言の影響に伴い、経済活動の輸出入の停滞など消費の落ち込みにより町内における水産加工業の業績が悪化していることから、水産加工業者への給付金の支援として1,550万円の追加となっております。

7款土木費496万3,000円を減額し、3億4,810万2,000円。

2項道路橋りょう費496万3,000円を減額し、3億4,679万3,000円。この内容につきましては、橋りょう長寿命化公住橋修繕工事の事業費確定で1,896万3,000円の減額。また、除雪費の不足額が生じるおそれがあることから1,400万円の追加となっております。

8款教育費1,786万9,000円を減額し、10億1,201万4,000円。

1項教育総務費1,147万9,000円を減額し、1億4,079万5,000円。新型コロナウイルスの影響に関するものにつきましては、海外との往来が停止になったことで英語指導助手の採用ができずに295万円の減額と、中高一貫教育推進事業の海外研修75万円の減額。さらに、感染防止対策としてコーディネーショントレーニングを中止しておりまして107万円の減額。また、学校ICT環境整備事業の入札減による事業費の確定として670万9,000円が減額となっております。

4項幼稚園費121万円を減額し、3,156万4,000円。これにつきましては、羅臼幼稚園の屋根改修工事に伴う入札減による事業費の確定でございます。

5項社会教育費244万4,000円を減額し、3,309万4,000円につきましては、青年の視察研修及び高校生の創作料理プロジェクト68万6,000円の減額、文化協会や知床いぶき樽保存会の記念事業費175万8,000円の減額、これは新型コロナの感染防止対策として事業を中止したものによるものでございます。

6項保健体育費273万6,000円を減額し、7億3,517万9,000円。この内容につきましては、国後眺望駅伝大会と管内スポーツ交歓大会が新型コロナの感染防止対策として中止となったことで45万円が減額。また、町民体育館の工事期間内の電気基本料170万円の減額。さらに、給食センターの各種機器の更新工事に伴う入札減による事業費の確定で58万6,000円が減額となっております。

歳出合計6,224万3,000円を減額し、61億9,267万3,000円となるものでございます。

次に、5ページをお願いいたします。

第2表、繰越明許費でございます。

令和2年度予算を令和3年度へ繰り越す事業であります。

4款衛生費1項保健衛生費、事業名、新型コロナウイルスワクチン接種事業費、金額1,886万8,000円。新型コロナウイルスワクチン接種が、今年度の実施が見込めないことから繰り越すものでございます。

8款教育費6項保健体育費、事業名、町民体育館改修工事監理委託費、金額488万4,000円。町民体育館改修工事、金額3億5,711万6,000円。当初想定しておりましたアスベスト除去面積が拡大したことで、新型コロナウイルス感染症の影響による人員確保の減少など、様々な影響によりまして工期の延長を行う必要となったことによるものでございます。

第3表、地方債補正でございます。

1、変更であります。5件あります。いずれも入札減などによる事業費の確定に伴う限度額の変更でございます。

1件目、起債の目的、防災行政無線デジタル化整備事業債、限度額970万円を790万円へ変更。2件目、起債の目的、じん芥収集車更新事業債、限度額1,820万円を1,730万円へ変更。3件目、起債の目的、橋りょう長寿命化事業債、限度額2,110万円を1,400万円へ変更。4件目、起債の目的、学校ネットワーク環境整備事業債、限度額1,080万円を700万円へ変更。5件目、起債の目的、給食センター備品更新事業債、限度額1,040万円を850万円へ変更であります。

なお、起債の方法、利率、償還の方法についての変更はございません。

以上でございますが、事項別明細書を別冊資料として配付させていただいておりますので、御参照いただきますようよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（佐藤 晶君） 提案理由の説明が終わりましたので、提案説明に対しての質問を許します。質問ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで、質問を終わります。

◎日程第6 議案第4号 令和2年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計補正予算

○議長（佐藤 晶君） 日程第6 議案第4号令和2年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

保健・国保担当課長。

○保健・国保担当課長（洲崎久代君） 議案の6ページをお願いします。

議案第4号令和2年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計補正予算。

令和2年度目梨郡羅臼町の国民健康保険事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,481万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億7,426万1,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

7ページをお願いします。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

1 款 1 項国民健康保険税から 1,355 万 6,000 円を減額し、3 億 2,010 万 4,000 円。内容としましては、新型コロナウイルス感染症の影響による令和 2 年度の国保税減免額を試算した結果、国保税全体で 2,293 万 7,000 円の減額が見込まれたため、9 月補正分 937 万 1,000 円を差し引いた 1,355 万 6,000 円の減額補正を行うものでございます。

4 款道支出金 1,264 万 1,000 円を追加し、6 億 5,516 万 9,000 円。

1 項道補助金 1,264 万 1,000 円を追加し、6 億 5,516 万 8,000 円。内容としましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、診療間隔が延びたことにより 1 人 1 回当たりの診療費が増えたため、高額療養費に不足が生じる見込みとなったことによるもの及び診療所の運営に対して認められる特別調整交付金が当初の見込みを上回ったことによる増額補正でございます。

続きまして、6 款繰入金 1,573 万 3,000 円を追加し、7,360 万 6,000 円。

2 項基金繰入金に 1,573 万 3,000 円を追加し、1,740 万 5,000 円。内容としましては 4 点ございまして、1 点目は、先ほど御説明いたしました新型コロナウイルス感染症の影響による令和 2 年度国民健康保険税の減免の財源分。2 点目は、特別調整交付基準改正に伴うシステム改修費分。3 点目については、新型コロナウイルス感染症の影響による過年度分国保税の減免分の財源として。4 点目は、令和元年度国保特定健診・特定保健指導負担金の確定による返還金の財源分として、合計 1,573 万 3,000 円を財政調整基金に求めるものでございます。

歳入合計 1,481 万 8,000 円を追加し、10 億 7,426 万 1,000 円とするものでございます。

8 ページをお願いします。

歳出でございます。

1 款総務費 2 万 8,000 円を追加し、3,070 万 3,000 円。

1 項総務管理費 2 万 8,000 円を追加し、2,670 万 5,000 円。内容としましては、国保特別交付金交付基準の一部改正の対応に伴い、国保事業状況報告システムクラウド参加市町村のシステム改修などを北海道国保連合会にて一括実施することによる共同電算処理委託料の増額補正でございます。

続きまして、2 款保険給付費 210 万円を追加し、5 億 2,564 万 7,000 円。

1 項高額療養費 210 万円を追加し、6,510 万 3,000 円。内容としましては、歳出でも御説明いたしました新型コロナウイルス感染症の影響による高額療養費該当者の増加によるものでございます。

続きまして、8 款諸支出金に 1,269 万円を追加し、9,405 万円。

1 項償還金及び還付加算金 214 万 9,000 円を追加し、566 万円。内容としましては、新型コロナウイルス感染症の影響による減免基準を満たした被保険者の令和元年度分の国保税の減免分及び令和元年度特定健診・保健指導国庫負担金及び道負担金が確定し

たことにより、特定健診審査等負担金償還金の追加分でございます。

2項繰出金1,054万1,000円を追加し、8,838万9,000円。僻地直営診療所の運営費に対して交付される特別調整交付金が予算額より交付見込額が上回ったため、国民健康保険診療所事業特別会計繰出金に追加するものでございます。

以上、歳出合計1,481万8,000円を追加し、10億7,426万1,000円とするものでございます。

なお、この補正予算につきましては、去る3月1日開催の令和3年第1回羅臼町の国民健康保険事業の運営に関する協議会に諮問し、原案のとおり答申をいただいておりますことを報告させていただきます。

また、事項別明細書につきましては、別冊資料37ページから44ページに掲載しておりますので、後ほどお目通し願います。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤 晶君） 提案理由の説明が終わりましたので、提案説明に対しての質問を許します。質問ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで、質問を終わります。

**◎日程第7 議案第5号 令和2年度目梨郡羅臼町後期高齢者医療
事業特別会計補正予算**

○議長（佐藤 晶君） 日程第7 議案第5号令和2年度目梨郡羅臼町後期高齢者医療事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

保健・国保担当課長。

○保健・国保担当課長（洲崎久代君） 議案の9ページをお願いします。

議案第5号令和2年度目梨郡羅臼町後期高齢者医療事業特別会計補正予算。

令和2年度目梨郡羅臼町の後期高齢者医療事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ8万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,318万2,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

10ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

1 款 1 項後期高齢者医療保険料に 9 1 万 5, 0 0 0 円を追加し、5, 3 0 6 万 9, 0 0 0 円。収入見込額を精査した結果、保険料が増収見込みとなったことによるものでございます。

3 款繰入金 1 項他会計繰入金 1 0 3 万 1, 0 0 0 円を減額し、1, 9 8 4 万円。令和元年度広域連合事務費負担金が確定したことによるものでございます。

5 款諸収入 2 0 万 4, 0 0 0 円を追加し、2 5 万 5, 0 0 0 円。

2 項雑入 2 0 万 4, 0 0 0 円を追加し、2 5 万 4, 0 0 0 円。令和元年度年金特徴還付対象者の還付額が発生したことにより、広域連合から補填されるものでございます。

歳入合計 8 万 8, 0 0 0 円を追加し、7, 3 1 8 万 2, 0 0 0 円とするものでございます。

1 1 ページをお願いいたします。

歳出です。

2 款 1 項後期高齢者医療広域連合納付金 1 1 万 6, 0 0 0 円を減額し、7, 0 9 8 万 4, 0 0 0 円。実行予算時に収入見込額を精査した結果、保険料が増収分となったことによる増額及び令和 2 年度基盤安定負担金が確定したことによる減額補正でございます。

3 款諸支出金 2 0 万 4, 0 0 0 円を追加し、2 5 万 5, 0 0 0 円。

1 項償還金及び還付加算金 2 0 万 4, 0 0 0 円を追加し、2 5 万 5, 0 0 0 円。令和元年度年金特徴還付対象者の還付額の確定による増額補正でございます。

歳出合計 8 万 8, 0 0 0 円を追加し、7, 3 1 8 万 2, 0 0 0 円とするものでございます。

また、事項別明細書につきましては、別冊資料 4 0 ページから 5 0 ページに掲載しておりますので、後ほどお目通し願います。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（佐藤 晶君） 提案理由の説明が終わりましたので、提案説明に対するの質問を許します。質問ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで、質問を終わります。

◎日程第 8 議案第 6 号 令和 2 年度目梨郡羅臼町国民健康
保険診療所事業特別会計補正予算

○議長（佐藤 晶君） 日程第 8 議案第 6 号令和 2 年度目梨郡羅臼町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（太田洋二君） 議案の 1 2 ページをお願いいたします。

議案第 6 号令和 2 年度目梨郡羅臼町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算であります。

令和 2 年度目梨郡羅臼町の国民健康保険診療所事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第 1 条は、歳入歳出予算の補正であります。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」によるものであります。

13 ページをお願いいたします。

第 1 表、歳入歳出予算補正。

歳入です。

2 款繰入金 1 項他会計繰入金、増減はなく 1 億 9,952 万 8,000 円です。今回の補正予算につきましては、歳入内訳の変更であります。国民健康保険事業におきまして、毎年知床らうす国民健康保険診療所の運営に対して特別調整交付金が交付されておりますが、この特別調整交付金の額が増額となったことから、国保会計からの繰入金を 1,054 万 1,000 円増額し、一般会計からの繰入金を同額減額するものでございます。歳入歳出ともに合計額に変更はございません。

なお、事項別の明細につきましては、別冊資料の 51 ページから 54 ページに掲載しておりますので、後ほどお目通しを願います。

以上でございますが、この補正予算につきましては、3 月 1 日開催の令和 3 年第 1 回羅臼町の国民健康保険事業の運営に関する協議会におきまして、原案のとおり了承いただいておりますことを御報告させていただきます。よろしくをお願いいたします。

○議長（佐藤 晶君） 提案理由の説明が終わりましたので、提案説明に対しての質問を許します。質問ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで、質問を終わります。

◎日程第 9 議案第 13 号 羅臼町議会議員及び羅臼町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例制定について

○議長（佐藤 晶君） 日程第 9 議案第 13 号羅臼町議会議員及び羅臼町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（本見泰敬君） 議案の 41 ページをお願いいたします。

議案第 13 号羅臼町議会議員及び羅臼町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する

条例制定について。

羅臼町議会議員及び羅臼町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例を別紙のとおり制定する。

42ページをお願いいたします。

羅臼町議会議員及び羅臼町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例でございます。

制定いたします条文につきましては、42ページから45ページに記載をしておりますが、制定内容等につきましては、参考資料33ページの資料25、本条例の概要にて説明をさせていただきたいと存じますので、特段の御配慮をお願いいたします。

それでは、参考資料の33ページをお願いいたします。

まず初めに、1の制定理由であります。

本条例は、公職選挙法の一部を改正する法律が令和2年12月12日より施行されたことから、新たに、「羅臼町議会議員及び羅臼町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例」の制定を行うものであります。

趣旨といたしましては、人口が減少する中で、様々な地域社会の課題について民主的に合意形成を進めていく地方議会の役割は重要であります。一方で地方議会に対する住民の関心は低下しており、人口減少・高齢化と相まって、地方議会の議員のなり手不足が深刻化しております。

そこで、町村の選挙における立候補の環境を改善するため、これまで都道府県及び市を対象としておりました選挙公営を町村にも同様に拡大し、町村議会議員選挙においてもビラ頒布を解禁するとともに、選挙公営の対象拡大に伴う措置として供託金制度を導入することを目的として、公職選挙法の一部を改正する法律が制定されたところであります。

このことにより、羅臼町議会議員選挙及び羅臼町長選挙においても選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラの作成及び選挙運動用ポスターの作成を対象とした選挙公営の拡大を図るため、当該選挙に係る選挙運動の公費負担に関する条例を制定するものであります。

続きまして、2の制定内容についてであります。

第1条は、趣旨です。

公職選挙法の規定に基づき羅臼町議会議員及び羅臼町長の選挙における選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラの作成及び選挙運動用ポスターの作成の公費負担に関し必要な事項を定めるものであります。

第2条は、選挙運動用自動車の使用の公費負担です。

公職選挙法施行令に定める額である6万4,500円に選挙運動期間の日数を乗じて得た金額の範囲内で、法に規定する供託物没収とならない限り選挙運動用自動車を無料で使用することができるものであります。

なお、選挙運動期間を乗じる日数については、当該選挙が無投票となった場合は、告示

日のみとなるものであります。

34ページをお願いいたします。

第3条は、選挙運動用自動車の使用の契約締結の届出です。

選挙運動用自動車の選挙公営制度を利用するに当たり、候補者が一般乗用旅客自動車運送事業者や、その他の者との間で有償契約を締結すること及び羅臼町選挙管理委員会に対して所定の届出をする必要があること、第4条第2項に規定する選挙運動用自動車の借入れ、燃料の供給及び運転手の雇用をそれぞれ個別に契約する場合は、相手方が候補者と生計を一にする親族であるときは、その者が業として行うもの以外の場合は公費負担の対象とならないことを定めるものであります。

参考として記載しておりますが、選挙運動用自動車の使用の公費負担は、一般乗用旅客自動車運送事業者との有償契約によるか、個別契約によるか、いずれかの方式となるものであります。

第4条は、選挙運動用自動車の使用の公費負担額及び支払手続です。

候補者が選挙運動用自動車の選挙公営制度を利用するに当たり、契約の区分ごとに公費負担額を定め、各事業者からの請求に基づいて町から各事業者等に対し支払うことを定めるものであります。

第1号では、一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約である場合、タクシーやハイヤー貸切などの選挙運動用自動車の使用された各日について、同一の日につき自動車1台とし、施行令に定める額である1日当たり6万4,500円を上限として、選挙運動期間中に使用した合計金額となります。選挙の上限額は、6万4,500円に5日間を乗じて32万2,500円とするものです。

第2号では、一般運送契約以外の契約（個別契約）の場合で、アの選挙運動用自動車の借入れ契約では、レンタカーなどの選挙運動用自動車の使用された各日について、同一の日につき1台とし、施行令に定める額である1日当たり1万5,800円を上限として、選挙運動期間中に使用した合計金額となります。請求の上限額は、1万5,800円に5日間を乗じて7万9,000円とするものです。

35ページになります。

イの選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約では、選挙運動用自動車に供給した燃料の代金として、施行令に定める額である1日当たり7,560円に選挙運動期間の日数を乗じて得た金額を上限として、選挙運動期間中に使用した合計金額となります。請求の上限額は、7,560円に5日間を乗じて3万7,800円とするものです。なお、選挙運動用自動車に給油した燃料代が公費負担の対象となり、公費負担額は給油した燃料代の総額と請求の上限額を比較していずれか低いほうの金額となるものです。

ウの選挙運動用自動車の運転手の雇用に関する契約では、選挙運動用自動車の運転業務に従事した各日について、同一の日につき運転手1人とし、施行令に定める額である1日当たり1万2,500円を上限として、選挙運動期間中に従事した合計金額となります。

請求の上限額は、1万2,500円に5日間を乗じて6万2,500円とするものです。

第5条は、選挙運動用自動車の使用の契約です。

選挙運動用自動車の使用に関し同一の日につきタクシーやハイヤー貸切などの一般運送契約と、レンタカー借上げなどによる場合の一般運送契約以外の個別契約の両方が締結されている場合には、候補者が指定するいずれか一方の契約が締結されているものとみなされ、両方の制度を同一の日に利用することができないことを定めるものであります。

第6条は、選挙運動用ビラの作成の公費負担です。

第8条に定める金額の範囲内で、法に規定する供託物没収とならない限り選挙運動用ビラを無料で作成することができることを定めるものであります。

第7条は、選挙運動用ビラの作成の契約締結の届出です。

選挙運動用ビラ作成の選挙公営制度を利用するに当たり、候補者が作成業者との間で有償契約を締結すること及び委員会に対して所定の届出をする必要があることを定めるものであります。

第8条は、選挙運動用ビラの作成の公費負担額及び支払手続です。

36ページにまたぎますが、候補者が選挙運動用ビラの選挙公営制度を利用するに当たり、公費負担額を定め、作成業者からの請求に基づいて町から作成業者に対し支払うことを定めるものであります。なお、ビラの作成について、施行令に定める額である1枚当たり7円51銭を上限として、これに法に定めるビラの上限枚数を乗じて得た金額の範囲内となるものです。請求の上限額は、羅臼町議会議員選挙の場合、7円51銭に法で定める上限枚数1,600枚を乗じて1万2,016円。羅臼町長選挙の場合、7円51銭に法で定める上限枚数5,000枚を乗じて3万7,550円とするものです。参考として、下段に公費負担額の例、頒布できるビラの条件を掲載しておりますので、後ほどお目通し願います。

第9条は、選挙運動用ポスターの作成の公費負担です。

第11条に定める金額の範囲内で、法に規定する供託物没収とならない限りポスター掲示場に掲示する選挙運動用ポスターを無料で作成することができることを定めるものです。

第10条は、選挙運動用ポスターの作成の契約締結の届出です。

選挙運動用ポスター作成の選挙公営制度を利用するに当たり、候補者が作成業者との間で有償契約を締結すること及び委員会に対して所定の届出をする必要があることを定めるものであります。

37ページになります。

第11条は、選挙運動用ポスターの作成の公費負担額及び支払手続です。

候補者が選挙運動用ポスターの選挙公営制度を利用するに当たり、公費負担額を定め、作成業者からの請求に基づいて町から作成業者に対し支払うことを定めるものであります。なお、ポスター作成について、施行令に定める1枚当たりの単価を上限として、これ

に上限枚数を乗じて得た金額の範囲内となるものです。請求の上限額は、1枚当たりの単価1万229円にポスター掲示場の数に2を乗じて得た数の64枚を乗じて65万4,656円とするものです。参考として、下段に公費負担額の例、掲示場に掲示できる選挙運動用ポスターの条件を掲載しておりますので、後ほどお目通し願います。

第12条は、委任です。

この条例の施行に関し必要な事項は、委員会が別に定めるものであります。

附則で、第1項は施行期日であります。この条例は、公布の日から施行するものであります。

第2項は適用区分で、この条例は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、この条例の施行の日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例によるものであります。

以上でございますが、趣旨御理解いただきまして御審議賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（佐藤 晶君） 提案理由の説明が終わりましたので、提案説明に対しての質問を許します。質問ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで、質問を終わります。

◎日程第10 議案第14号 羅臼町議会議員の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（佐藤 晶君） 日程第10 議案第14号羅臼町議会議員の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（本見泰敬君） 議案の46ページをお願いいたします。

議案第14号羅臼町議会議員の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例の一部を改正する条例制定について。

羅臼町議会議員の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

47ページをお願いいたします。

羅臼町議会議員の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例の一部を改正する条例でございます。

改正理由であります。

公職選挙法の一部改正により選挙公営の拡大が図られ、先ほど議案第13号において上

程しております公費負担条例の制定に併せて、候補者の公平性を図る観点から本条例の一部を改正し、これまで設けておりませんでした羅臼町長選挙に係るポスター掲示場を設けるよう改めるものであります。

改正条文であります。

羅臼町議会議員の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

羅臼町選挙ポスター掲示場の設置に関する条例。

第1条中「羅臼町議会議員」の次に「及び羅臼町長」を加える。

第2条第1項中「羅臼町議会議員」の次に「及び羅臼町長」を加える。

附則として、この条例は、公布の日から施行するものであります。

以上でございますが、参考資料38ページ、資料26に本条例改正の概要、続きまして39ページ、資料27に新旧対照表を掲載しておりますので、後ほどお目通し願います。

以上でございますが、趣旨御理解いただきまして御審議賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（佐藤 晶君） 提案理由の説明が終わりましたので、提案説明に対するの質問を許します。質問ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで、質問を終わります。

ここで、午前11時15分まで休憩いたします。11時15分から再開をいたします。

午前11時03分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（佐藤 晶君） 再開します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第11 議案第15号 重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（佐藤 晶君） 日程第11 議案第15号重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

保健・国保担当課長。

○保健・国保担当課長（洲崎久代君） 議案の48ページをお願いします。

議案第15号重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を

改正する条例制定について。

重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

49ページをお願いいたします。

重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例。

重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を次のように改正する。

今回の改正理由でございますが、医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律の一部が昨年10月1日に施行されたことに伴い、個人番号カード、いわゆるマイナンバーカードのICチップなどによるオンラインでの医療保険の資格確認の導入が開始されることとなったため、所要の改正を行うものでございます。

改正条文でございます。

第7条中「被保険者証又は組合員証及び」を「医療保険各法の規定による電子資格確認等により被保険者であることの確認を受けた上、」に改め、「（老人保健法による医療給付の対象者は併せて健康手帳）」を削る。

附則。

この条例は、公布の日から施行する。

なお、参考資料40ページに本条例の概要、41ページに新旧対照表を掲載しておりますので、後ほどお目通し願います。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（佐藤 晶君） 提案理由の説明が終わりましたので、提案説明に対するの質問を許します。質問ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで、質問を終わります。

◎日程第12 議案第17号 羅臼町指定介護予防支援等に関する
条例の一部を改正する条例制定につ
いて

○議長（佐藤 晶君） 日程第12 議案第17号羅臼町指定介護予防支援等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

福祉・介護担当課長。

○福祉・介護担当課長（福田一輝君） 議案の52ページをお願いいたします。

議案第 17 号羅臼町指定介護予防支援等に関する条例の一部を改正する条例制定について。

羅臼町指定介護予防支援等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

53 ページをお願いいたします。

羅臼町指定介護予防支援等に関する条例の一部を改正する条例。

羅臼町指定介護予防支援等に関する条例の一部を次のように改正する。

改正の内容につきましては、参考資料で御説明いたしますので、参考資料の 44 ページ、資料 32 を御参照ください。

改正の理由及び内容であります。

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の公布に伴い、令和 3 年 4 月 1 日から各条項の追加及び変更を行うものでございます。

改正条項の概要でございます。

第 2 条、基本方針から第 35 条、電磁的記録等までの間で、主に追加及び変更されるものに関しましては、利用者の権利擁護、虐待防止のための体制整備の規定、介護従事者に係る就業環境の規定、非常時に早期の業務再開を図るための業務継続計画の規定、テレビ電話装置等を活用した委員会等の開催や感染症予防・蔓延防止のための研修及び訓練を実施する規定、書類の保存方法や交付方法について書面に代えて電磁的方法にて保存・交付が可能となる規定などがございます。

附則といたしまして、この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

なお、参考資料の 46 ページから 51 ページ、資料 33 にて、羅臼町指定介護予防支援等に関する条例の一部改正新旧対照表を添付しておりますので、後ほどお目通し願います。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（佐藤 晶君） 提案理由の説明が終わりましたので、説明に対しての質問を許します。質問ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで、質問を終わります。

◎日程第 13 議案第 18 号 羅臼町介護保険法に基づく指定地域
密着型サービスの事業の人員、設備
及び運営に係る基準に関する条例の
一部を改正する条例制定について

○議長（佐藤 晶君） 日程第 13 議案第 18 号羅臼町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

福祉・介護担当課長。

○福祉・介護担当課長（福田一輝君） 議案の57ページをお願いいたします。

議案第18号羅臼町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例制定について。

羅臼町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

58ページをお願いいたします。

羅臼町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例。

羅臼町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を次のように改正する。

改正の内容につきましては、参考資料で御説明いたしますので、参考資料の52ページ、資料34を参照してください。

参考資料の52ページ、資料34になります。

改正の理由及び内容であります。

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の公布に伴い、下記条項について、令和3年4月1日から追加及び変更するものでございます。

改正条項の概要でございます。

52ページの第3条、指定地域密着型サービスの事業の一般原則から58ページ、第203条、雑則までの条項で、主に追加されるものに関しましては、先ほどの説明と同様でございますが、利用者の権利擁護、虐待防止のための体制整備とともに従業員への研修等の措置を講ずる規定、非常時に早期の業務再開を図るための業務継続計画の策定を図る規定、テレビ電話装置等を活用した委員会等の開催や感染症予防・蔓延防止のための研修及び訓練を実施する規定、運営規程や重要事項を自由に閲覧させることにより掲示に代えることができる規定、地域との連携を図る定義、書類の保存方法や交付方法について書面に代えて電磁的方法にて保存・交付が可能となる規定などがございます。

また、変更されるものにつきましては、オペレーションセンター従業員の必要な数や訪問介護員の員数についての規定、管理者の規定、共同生活住居の介護従業員の員数の定義などがございます。

附則といたしまして、この条例は、令和3年4月1日から施行するものです。

なお、参考資料の59ページから97ページ、資料35にて、羅臼町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部改正新旧対照表を添付しておりますので、後ほどお目通し願います。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤 晶君） 提案理由の説明が終わりましたので、提案説明に対しての質問を許します。質問ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで、質問を終わります。

◎日程第 1 4 議案第 1 9 号 羅臼町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（佐藤 晶君） 日程第 1 4 議案第 1 9 号羅臼町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

福祉・介護担当課長。

○福祉・介護担当課長（福田一輝君） 議案の 7 3 ページをお願いいたします。

議案第 1 9 号羅臼町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例制定について。

羅臼町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

7 4 ページをお願いいたします。

羅臼町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例。

羅臼町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を次のように改正する。

改正の内容につきましては、参考資料で御説明いたしますので、参考資料の 9 8 ページ、資料 3 6 を参照してください。

改正の理由及び内容であります。

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の公布に伴い、下記条項について、令和3年4月1日から追加及び変更するものでございます。

改正条項でございます。

98ページ、第3条、指定地域密着型介護予防サービスの事業の一般原則から101ページ、第19条、雑則にかけまして、先ほどの17号、18号での御説明と同様になりますが、主に追加されるものに関しましては、利用者の権利擁護、虐待防止のための体制整備とともに従業員への研修等の措置を講ずる規定、非常時に早期の業務再開を図るための業務継続計画の策定を図る規定、テレビ電話装置等を活用した委員会等の開催や感染症予防・蔓延防止のための研修及び訓練を実施する規定、運営規程や重要事項を自由に閲覧させることにより掲示に代えることができる規定、書類の保存方法や交付方法について書面に代えて電磁的方法にて保存・交付が可能となる規定などがございます。

附則といたしまして、この条例は、令和3年4月1日から施行する。

なお、参考資料の102ページから118ページ、資料37に新旧対照表を添付しておりますので、後ほどお目通し願います。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤 晶君） 提案理由の説明が終わりましたので、提案説明に対しての質問を許します。質問ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで、質問を終わります。

◎日程第15 議案第20号 羅臼町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

○議長（佐藤 晶君） 日程第15 議案第20号羅臼町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

福祉・介護担当課長。

○福祉・介護担当課長（福田一輝君） 議案の82ページをお願いいたします。

議案第20号羅臼町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について。

羅臼町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

83ページをお願いいたします。

羅臼町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

羅臼町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

改正の内容につきましては、参考資料で御説明いたしますので、参考資料の119ページ、資料38を参照してください。

改正の理由及び内容であります。

介護保険法の改正に伴い、第5条第2項にただし書を新設し、「主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合」には、管理者を主任介護支援専門員とする要件の適用を猶予し、主任介護支援専門員ではない介護支援専門員を管理者とすることを可能とする改正を行うものでございます。

改正条項でございます。

第5条、管理者の第2項、「ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合には、介護支援専門員を第5条第1項に規定する管理者とすることができる。」ことが可能となるものでございます。

附則といたしまして、施行期日につきましては、この条例は、令和3年4月1日から施行する。

経過措置といたしまして、第1項で、令和9年3月31日までの間は第5条の規定による改正後の指定居宅介護支援等基準第5条第2項の規定に関わらず、介護支援専門員を指定居宅介護支援等基準第5条第1項に規定する管理者とすることができるとし、第2項で、令和3年4月1日以後における前項の規定の適用については、前項中「、第5条」とあるのは「令和3年3月31日までに介護保険法第46条第1項の指定を受けている事業所については、第5条」と、「介護支援専門員を指定居宅介護支援等基準第5条第1項に規定する」とあるのは「引き続き、令和3年3月31日における管理者である介護支援専門員を」とする。

なお、参考資料の120ページ、資料39に新旧対照表を添付しておりますので、後ほどお目通し願います。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（佐藤 晶君） 提案理由の説明が終わりましたので、提案説明に対しての質問を許します。質問ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで、質問を終わります。

◎日程第16 議案第21号 町道路線の廃止及び認定について

○議長（佐藤 晶君） 日程第16 議案第21号町道路線の廃止及び認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

○建設水道課長（佐野健二君） 議案84ページをお開き願います。

議案第21号町道路線の廃止及び認定についてでございます。

道路法第10条第3項及び同法第8条第2項の規定により、次の町道路線の廃止及び認定について議会の議決を求めるものでございます。

このたびの町道路線の廃止及び認定につきましては、平成25年の道路法改正等を受け、トンネルや橋梁など構造物について定期点検が義務づけられました。このことにより町道海岸町3号線の羅臼トンネルが点検対象となりますが、現在、道路として一般交通の用に供していない状況であり、今後も供用を再開する見込みもないことから、トンネル部以降を町道から廃止するため、一旦路線を廃止し、終点及び延長を変更して再度認定をするものでございます。

廃止する路線でございます。

路線名、海岸町3号線。

起点、羅臼町海岸町462番地3地先。終点、羅臼町共栄町7番地26地先。

認定する路線でございます。

路線名、海岸町3号線。

起点、羅臼町海岸町462番地3地先。終点、羅臼町海岸町462番地5でございます。

なお、別冊参考資料121ページ、資料40に路線廃止及び認定図を掲載しておりますので、後ほどお目通しのほどお願いいたします。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（佐藤 晶君） 提案理由の説明が終わりましたので、提案説明に対するの質問を許します。質問ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで、質問を終わります。

ここで、昼食のため午後1時まで休憩いたします。1時から再開をいたします。

午前11時40分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（佐藤 晶君） 再開します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第17 町長・教育長行政執行方針の説明

○議長（佐藤 晶君） 日程第17 町長・教育長行政執行方針の説明を求めます。

最初に、町長行政執行方針の説明を求めます。

町長。

○町長（湊屋 稔君） 令和3年羅臼町議会第1回定例会の開催に際し、本年度予算案及びそのほかの諸議案の御審議をお願いするに当たり、町政を執行する所信の一端を述べ、議員各位並びに町民の皆様には御理解と御協力をお願い申し上げる次第であります。

まず初めに、羅臼町民の皆様には心からのお礼を申し上げたいと思います。

一昨年（2020年）の11月に発生した新型コロナウイルス感染症が、1年以上の長きにわたって日本中で猛威を振るいました。今現在もその勢いは収まらず、私どもの生活を脅かしております。ここまでの間、羅臼町の皆様には大変な御不便をおかけしてきたにも関わらず、「北海道スタイル」など様々なコロナ対策や自粛要請に御理解と御協力をいただきありがとうございました。おかげさまで、これまで羅臼町から一人の感染者を出すことなく過ごしていただくことができました。この場をお借りして、羅臼町の皆様には敬意と心からのお礼を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症は、まだ終息を迎えておりません。そして、たとえ感染しても誰もが地域の中で笑顔のある生活ができるよう、思いやりのあるまちづくりをしていく必要があります。今後も羅臼町民が一丸となって立ち向かっていかなければなりませんので、さらなる御理解と御協力をお願いする次第であります。

昨年の羅臼町の取組を振り返りながら、まちづくりの基本姿勢をお伝えしたいと思います。

何といたっても、新型コロナウイルス感染症によって町民の皆様方も大変窮屈な生活を強いられており、一日も早い終息を切に願うばかりです。

そのような中、当町では、昨年2月25日に「新型コロナウイルス感染症対策本部」を設置し、情報共有や庁内連携を図るとともに、様々な状況にあった体制を構築してきているところであります。

町内の感染予防対策としては、診療所や介護施設、学校・幼稚園などへの必需物品の配布や備品等の購入、各地避難所には感染防止に関する備蓄品などを整備してまいりました。また、経済支援対策としては、新生児特別定額給付金の給付や水道使用料値上げの1年延期などの負担軽減、プレミアム付商品券の発行事業、羅臼町防災バッグの配布事業、水産物保管調整事業など、町内の各事業所や産業団体などの御意見もいただきながら町独自の対策を含め約40事業を行ってまいりました。

未曾有の混乱をもたらしている新型コロナウイルス感染症をできるだけ早く終息させる

ためにも、感染症の重症化予防に有効とされるワクチン接種が準備されておりますので、当町としましても早期に開始できるよう万全の体制を整えてまいります。まずは、重症化のおそれが高い高齢者からのワクチン接種を早期に開始できるよう、急ピッチで準備を進めているところであり、その後も順次、町民皆様のワクチン接種を実施してまいります。この感染症とは、今後も共存していかなければなりませんので、引き続き「新しい生活様式」による感染防止対策をお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症と相まって羅臼町に大打撃をもたらしているのが、基幹産業である漁業の不振であります。ここ数年続いてきた不漁が、昨年度は今までにないくらい落ち込みとなってしまいました。この状況は、史上最大級の危機であることを自覚し、今までとは違った視点に立ち、思い切った政策や取組が必要であります。獲る、育てる、造る、魅せる、売る、送る、食べるといった一連の経済活動と、そこでの「働き方の在り方」などを関連産業の皆様と危機感を共有しながら進めていく必要がありますので、行政として機会の提供を積極的に行い、責任を果たしてまいります。

関係者皆様の御努力によって栄えてまいりました観光産業も、コロナ禍において飲食業とともに一番大きな打撃を受けた業界の一つでもあります。今後は、何とかこの難局を乗り越え、アフターコロナやウイズコロナと言われるようになったときに、大きく飛躍できるような計画や準備をしていただけるよう一緒に考えていきたいと思っております。

昨年、コロナ禍により実施寸前で中止を余儀なくされた職員のスキルアップ研修事業につきましては、今年度も引き続き予定をしております。

また、すっかり変わってしまった生活様式に合った観光やレジャー、商品開発の在り方などに対応した新たな産業をつくり出すための勉強会や視察機会の提供により、起業家の発掘を「Kプロジェクト」の一環として私自身が率先して取り組みたいと考えております。

人口減少や少子・高齢化が加速する中、現下の厳しい社会情勢や当町の経済状況などを踏まえ、「将来にわたって活力あるまちを維持する」ための町の重点施策と具体的な取組を検討しております。結婚・出産・子育てや教育・経済・雇用に係る現状と課題を組織的に共通認識する必要がありますので、庁舎内に「羅臼町人口ビジョン・総合戦略推進会議」を設置し、SDGsの17目標を意識したより実効性のある施策の展開を図るため、第2期羅臼町総合戦略の策定を進めているところであります。

北方領土問題につきましては、依然として何ら進展することもない中、高齢となった元島民の方々の思いを考えますと、一日も早くふるさとの島に自由に行き来できることを願っております。北方領土の早期返還を実現するためには、国の外交交渉や共同経済活動の動向を注視しながら、国民一丸となって北方領土返還要求運動に取り組むことにより世論を盛り上げていくことが重要でありますので、千島歯舞諸島居住者連盟をはじめ、関係機関との協力と連携をさらに強化するとともに、国及び北海道に対して北方領土の早期返還と北方領土隣接地域の振興対策を訴えてまいります。

令和2年は、「これまでも これからも 知床とともに」というテーマの下、記念すべき羅臼町120年の年でありましたが、残念ながら記念事業の全てが開催することができませんでした。また、例年行われている様々なイベントやスポーツ大会、文化活動、福祉事業なども制限され、関係者はもとより、町民の皆様も残念な思いであったと想われます。120年記念事業はそのままスライドし、令和3年度に行いたいと考えて準備を進めておりますので、議員の皆様はじめ、町民の皆様の町政への御理解、御協力を心からお願いする次第であります。

羅臼町の行政運営を考えると、厳しいからといって足元ばかり見るのではなく、このようなときこそしっかり前を向いて、持続可能な未来創造のため職員一丸となって取り組み、私自身、羅臼町長としての責務をしっかりと果たしてまいります。

以下、令和3年度のまちづくりの基本方向について、SDGs17目標の実現と町の未来に向けた6点の主要な施策の概要を申し上げます。

初めに、「地域を支える産業の活性化」についてであります。

私が就任以来掲げている「Kプロジェクト」は、アンダー60創造会議やオーバー60協力隊において、産業を核とした将来の町を自分たちで創り上げる意識の醸成の場として取り組んでまいりました。地域課題は様々な分野にわたり、産業振興プロジェクトで期待される「計画」、「行動」、「結果」という取組につなぎ切れないのが現状であり、急速な人口減少や想像を超える不漁、未曾有の経験となっている新型コロナウイルス感染症の世界的な蔓延等々を目の当たりにし、町の未来に対する危機感はますます強いものとなりました。Kプロジェクト創設以来、時間をかけて協議・検討がなされてきた内容を精査した上で、本年度を具体的な事業の実施に移行するタイミングと捉え、未来創造事業を創設し、取組を進めてまいります。経済に関わる人材の育成を柱に、今までに蓄積された検討内容を総合的に判断し、町の未来を見据えた事業を展開してまいります。

基幹産業である漁業は、かつてない状況下に置かれております。

令和2年の羅臼漁業協同組合における漁業生産状況は、鮮魚・製品を合わせた総取扱高で63億円、水揚げでは1万5,000トンとなり、浜がスケトウダラ資源に沸いた平成2年の総取扱高の40%、数量比較では13%にまで落ち込み、ここ数十年間で最低となりました。

地域の産業・経済発展に貢献してきた主力魚種であるサケ定置漁業に期待を寄せていたところですが、水揚げ全体量に占める割合は9%台にとどまっており、非常に危機感を持っています。これまでの根室管内さけ・ます増養殖事業協会の取組を尊重しつつ、親魚確保対策や新たな事業の展開について、町としても羅臼漁業協同組合とともに、別海町や標津町とも連携を強化していく方針であります。

また、前浜での漁獲が激減しており、その原因は解明されていないものの、ロシアトロールによる「根こそぎ操業」は水産資源を枯渇させるとともに、漁網・漁具の被害により漁業者の経営を圧迫し、大きな負担を強いられています。安全操業では、ロシア国境警

備局による訪船という名の下での臨検活動が頻繁に行われ、長時間の拘束により競り時間間に合わないなど、多大な損害を被っております。一日も早く資源保護と操業の安全が確保できるよう、ロシア側に対する強い働きかけを国と北海道へ引き続き要請してまいります。

国は、全国的に漁業生産量が減少していることを踏まえ、水産業の持続性を保つために、新たな資源評価による管理体制の構築に向かっておりますが、北方領土問題を有する根室海峡においては、資源評価の在り方が課題であります。漁業者の理解や管理体制の整備が必要でありますので、国の動きを注視しながら、一刻も早く導入実現につながるよう、羅臼漁業協同組合と連携してまいります。

栽培増殖事業につきましては、昆布やホタテなど製品の取扱いに変動はあるものの年々増産傾向にあり、令和2年度の製品取扱高は20億円となっています。

羅臼漁業協同組合が力を入れてきた資源の増大対策が功を奏し、関係漁業者の努力を理解しておりますので、引き続き支援してまいります。

また、北海道が「地域水産物供給基盤整備事業」の採択を受け、ウニの生息環境を拡大する増産と移植による羅臼昆布への食圧を防ぎ、昆布生産の安定化と品質向上につなげるため、令和3年度から令和6年度にかけて大型の「ウニ囲い礁」2基の整備を進めてまいりますので、町としても地元負担への財政的支援を行うものであります。

近年の水揚げ低迷と新型コロナウイルス感染症の影響は、町の経済に多大なダメージを与え続けており、外食産業をはじめとする需要減や輸出入の停滞、消費の落ち込みなどにより町内の水産加工業は業績が悪化しております。当町の水産加工業は、基幹産業である漁業を支え、経済の原動力として重要な役割を担っており、水産加工業の落ち込みは町全体の経済に影響を及ぼすおそれがありますので、関係機関と話し合いを重ねながら、必要な対策を講じてまいりたいと考えております。

海洋深層水につきましては、取水量の低下が続き、漁業生産活動に支障を来しているため、北海道開発局において原因調査や改善対策を実施してまいりました。その結果、羅臼漁港取水施設整備検討委員会で検証した結果、取水量の回復に向け、取水管を増設することとし、既存の取水管については原因究明に係る調査とメンテナンス用の管路とし維持する方針です。整備に当たっては、国直轄事業と地元との連携事業として進めるもので、増設管による取水開始は令和4年9月を予定しております。

また、海洋深層水は、鮮魚の鮮度保持や漁港の衛生管理、漁獲物のブランド価値向上に貢献しているほか、水産分野以外の利用では、飲料や食品、栄養機能食品、化粧品など他分野多岐にわたっております。本事業実施により取水が安定確保されることから、さらに利用拡大を目指してまいります。

酪農業の振興につきましては、他府県の酪農家の減少により生乳の道外輸送が増加するなど、標津町農業組合の御努力の下、コロナ禍にあっても乳価も維持され、生産量も安定しておりますが、依然として国際貿易協定など、先行き不透明な状況であり、今後も地域

農業の発展につなげるため、標津町農業組合と連携し、引き続き生産基盤の整備に係る支援を図ってまいります。

観光振興につきましては、コロナ禍にあって、持続的な観光業を維持するため、知床羅臼町観光協会をはじめとした関係団体と連携し、新型コロナウイルス感染症の予防対策を強化・継続してまいります。

多くの観光事業者や宿泊施設、飲食店などに感染予防用品を整備いただいておりますので、日々の感染予防対策が途切れることのないよう有効に活用いただくとともに、感染対策啓発に努め、観光客が安心して羅臼町に訪れることができる環境整備に取り組んでまいります。

昨年度中に工事が完了しました道の駅「知床・らうす」の駐車場周辺につきましては、車両進入禁止区域を有効に活用し、賑わいの創出をしてまいります。羅臼の産品をその場で食べることができる臨時の店舗やキッチンカーなどを積極的に受入れ、来場者が今まで以上に楽しむことができるよう、道の駅にさらなる魅力向上に努めてまいります。

道の駅の賑わい創出は、地場産品を活用した新商品の開発や起業に対するきっかけづくり、経済に関わる人材の発掘・育成など、商業活動の可能性を広げ、地域の活性化につながるものと期待しておりますので、知床羅臼町観光協会と連携を図りながら、道の駅イベントスペースの充実に積極的に取り組んでまいります。

昨年度予定されていた教育旅行は全て中止となりましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により旅行先を変更された4校を受入れいたしました。本年度も引き続き多くの教育旅行が計画されておりますので、取組を途絶えさせることなく、教育旅行の誘致活動に力を注いでまいります。

また、外国人観光客は皆無の状況ではありますが、案内標識や誘導看板の多言語化に引き続き取り組み、新型コロナウイルス感染症の終息を見据えたインバウンドへの対応も進めてまいります。

観光業は今日まで、新型コロナウイルス感染症に大きな影響を受けた業界であり、今後の感染状況によっては引き続き厳しい状況も予想されますので、有効な観光施策及び支援策について、協議・検討をしてまいります。

知床羅臼NOASOBI・MANABIプロジェクトにつきましては、昨年度環境省の補助事業の採択をいただき、町の新たな魅力づくりとして、知床のフィールドに着目した観光コンテンツとふるさと学習の推進、またそれに伴う産業人材の育成を目的として、町内各所に拠点を設け、キャンプイベントやワーケーションスペースを設置するなどの取組を展開いたしました。本年度につきましても、夏の観光シーズン中にトライアルイベントを実施するなど、今後の事業化に向けて課題抽出、運営体制などの検証を行うとともに、新たな観光客獲得を目指した取組としてまいります。

商工業の振興、地域産業の活性化対策としましては、「ふるさと納税」を中心に進め、今まで以上に全国の皆様から応援いただける取組となるよう、大幅な事務事業の見直しを

行い、関係事業者と連携を強化してまいります。ふるさと納税の取組を充実させることは、羅臼町及び知床らうすブランドの地名度を高め、経済への活性化につながるなど、多様な分野で波及効果を生み出し、各種施策の好循環に期待できるものであります。羅臼町認証制度の活用、地場製品の付加価値向上や販路拡大などの取組との連動を図り、地域産業の活性化を推進してまいります。

次に、「安全・安心なまちづくり」についてであります。

防災につきましては、全国各地で発生している豪雨や豪雪災害などの自然災害は、当町においても例外ではなく、加えて地震や津波が襲来する可能性もあり、町民の生命及び財産を守るため、平時から防災・減災への取組が重要であると認識しております。

防災・減災対策としては、大規模災害に備えた計画的な災害備蓄品及び感染症に配慮した備蓄品の整備を進めるほか、地震・津波を想定した全町民の一斉避難訓練の実施、関係機関との総合防災訓練など、地域住民の防災意識の向上と関係機関との連携強化を図るとともに、暴風雪などによる通行止めなどを想定した冬期間の訓練につきましても、町内会などの御協力もいただき実施したいと考えておりますが、昨年度と同様に新型コロナウイルス感染症の状況を見ながら準備を進めてまいります。

防災教育においては、町民が防災についての様々な知識を持ち、いざというときに適切な行動を取ることができるように、広報などを通して継続的な防災意識の啓発を図るとともに、児童生徒に対する防災教育として、災害時に「生きる力」を育む取組として、本年度も「一日防災学校」の実施を予定しておりますので、教育委員会、関係機関などと連携しながら積極的に支援してまいります。

また、「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震」による津波浸水想定が設定され北海道から公表される予定でありますので、沿岸部の津波浸水想定を踏まえたハザードマップの更新、さらには令和4年9月末で免許の有効期限を迎えるアナログ式防災行政無線についても、令和4年度までの2か年事業でデジタル化の整備を実施します。

災害は、いつ、どこで起こるか分かりません。「自分の命は自分で守る」という防災の原点に立ち、町民一人一人が日頃から災害に備えるため、感染症防止対策グッズを入れた「羅臼町防災バッグ」を本年1月に全世帯へ配布させていただきました。今後は、それぞれの御家庭で必要なものを随時追加、入替えしていただき、災害時の備えを改めて御検討いただくとともに、今回の取組を契機として、防災意識の向上につながることを期待しております。

町営住宅の整備につきましては、羅臼町町営住宅等長寿命化計画に基づき、老朽化が著しい町営住宅の適正な活用を図るため、計画的な建替えや改善の事業を推進しております。昨年度は、緑町団地の建替え事業として「2棟8戸」の建設を完成させ、今年度も引き続き建替えに伴う解体工事や実施設計などを行い、令和4年度に「1棟6戸」の完成を目指してまいります。同じく、緑町団地の改善事業として、昨年度「1棟4戸」の断熱改修工事を完成させ、今年度も「1棟4戸」の断熱改修工事と、「2棟8戸」の水洗化改修

工事を実施してまいります。

水道事業につきましては、老朽化した水道施設などの対策を行っていく上で、人口減少に伴う収入の減少なども踏まえ、今後の水道事業運営について簡易水道事業への移行も視野に、事業形態の検討を行います。検討結果を基に目指すべき基本的な方向性や今後の取り組むべき目標をまとめ、効率的な水道事業運営と健全で安定した経営を目指すため、水道ビジョン策定に向け検討していくとともに、未収金対策やより一層の経費節減に努めてまいります。

防犯、暴力追放の活動・取組につきましては、中標津警察署羅臼駐在所と連携を図り、振り込め詐欺や還付金詐欺など悪質な犯罪の早期発見に努め、羅臼町防犯協会などの関係団体と一体となり、広報紙などを活用した町民への情報提供や注意喚起を図り、犯罪未然防止と町民が犯罪に巻き込まれないよう取り組んでまいります。

交通安全対策につきましても、中標津警察署羅臼駐在所、麻布駐在所にパトロールなどの御協力をいただきながら、羅臼町交通安全協会などとも連携し、交通安全街頭啓蒙活動や昨年度から実施しております薄暮時における「赤色パトライト運動」を継続し、交通安全の啓蒙普及活動に取り組んでまいります。

次に、「幸せを感じる医療・保健・福祉・介護の充実」についてであります。

町民一人一人が地域で安心して生活するためには、診療所や在宅での医療サービス、健康づくりを中心とした保健サービス、リハビリや介護などの福祉サービスを関係者が連携して進めていくことが重要となっています。

こうした環境を支えるための重要な基盤である「知床らうす国民健康保健診療所」の運営につきましては、2期目の指定管理期間の最終年度となりますが、次期協定内容でも24時間救急の受入れや14床の病床の確保など、現在の状況を継続していくことで孝仁会との協議により了解をいただいておりますので、次期指定管理者の詳細についてしっかりと協議を重ねてまいりたいと考えております。

また、「医療技術者等就学資金条例」の見直しを行いましたので、引き続き医療技術者等の人材育成・確保に努め、町民の保健・福祉・医療の充実を図ってまいります。

本年度から3年間の第8期羅臼町介護事業計画を基に介護保険事業を開始いたします。当町の要介護・要支援認定者の状況は、平成27年度からほぼ横ばいとなっており、人口推計などを基に見込み量を推計し計画をしたものであり、計画では介護保険料を3年間据え置き、各施策を着実に遂行できるよう考えております。

また、介護事業を支えていただいておりますサービス提供事業者の運営は、依然として職員が不足し、人材確保に苦慮しておりますので、介護職の担い手対策として「介護職支度金貸付制度」の新設や、「介護福祉士資格取得研修費助成金」の内容を充実いたしましたので、さらに各事業所との連携を強化し、活用が図られるようしっかりと周知してまいります。

障がい者福祉につきましては、障がいを持つ方が住み慣れた地域で安心して暮らしてい

けるよう就労をはじめとした様々な社会経済活動に積極的に参加し、地域で暮らし続けることを目指して活動をしております。

社会福祉協議会をはじめ、介護事業所や福祉関係団体には障がい者福祉事業や介護保険事業など、様々な福祉対策に御協力をいただいておりますので、さらに連携を図り、コロナ対策を十分に考慮しながら福祉対策の一翼を担っていただくよう支援をしております。

国保と高齢者の保健事業を効果的に接続し、病気の重症化予防に向けた取組として、健診未受診者の受診勧奨に力を入れるとともに、毎年受診していただけるよう健診の予約方法を見直し、国保加入者の特定健診料金の無料化を継続しております。また、医療と保健の連携を図りながら、生活習慣病の重症化予防に取り組むとともに、御自身の健康状態を確認した上で、個々の健診結果に基づいた支援を引き続き実施しております。

平成30年度から実施された「国民健康保険事業の都道府県化」は3年を経過し、北海道国民健康保険運営方針の見直しにより、北海道内の国保加入者の統一保険料の目標を令和12年度とすることが盛り込まれており、徐々に統一保険料へつなげるため、令和3年度は現行の保険税率を見直し、加入者負担の公平化を図っております。

子育て支援につきましては、事業所以外の保育希望者のニーズに対応できるよう、本年4月から「地域型保育事業」、「小規模保育B型」に移行し、町が保育認定を行った子どもが利用できる事業所とすることといたしましたので、今後もゼロ歳から就園前の保育が安定的に行えるよう、町としても支援をしております。

また、午後3時までの幼稚園の預かり保育の無償化を継続し、子育て世帯の負担軽減を図るとともに、町内2校の小学校の空き教室で開設している「放課後児童クラブ」にて、就労家庭等保育が必要な家庭の支援をしております。

さらに今年度は、保健師や保育士などが妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や子育て等に関する様々な相談に応じ、切れ目のない支援体制が取れるよう保健福祉課と子育て支援センター「ありんこ」に子育て世代包括支援センターを開設し、それぞれの家庭に応じた支援を実施しております。

次に、「うるおいある快適な生活環境の充実」についてであります。

全国的に進められておりますマイナンバーカードは、平成28年1月から交付が開始され、既に5年を経過しておりますが、当町の交付率は、昨年12月末で16%と全国平均の24%より若干低い状況にあります。政府はマイナンバーカードについて、健康保険証や運転免許証として利用できるようにするなど利便性の向上を図り、令和4年度末までに全ての国民に行き渡るようにするという目標の達成を目指す方針であり、カード未交付者に対しては改めて「QRコード付き交付申請書」を送付し交付を促すとしておりますので、町といたしましても利便性などを周知し、普及促進に努めてまいります。

ごみ袋の料金改定につきましては、本年4月からの実施に向けて、町民へのアンケート調査、町内女性団体との意見交換を実施するなど準備を進めてまいりましたが、昨年

の新型コロナウイルス感染症による町内各種産業への経済的損失に伴う町民への負担も大きいことから、料金改定による新たな町民への負担を避けるため、料金改定の実施を1年延期することといたしました。今後は、アンケート調査の結果や女性団体の意見を参考にごみの減量化に向けた分別方法の見直しを含め、料金改定が町民へ負担増とならないようさらに検討を重ね、令和4年4月の料金改定実施に向けて取り組んでまいります。

環境保全につきましては、依然として空き缶やペットボトルのポイ捨て、家電・粗大ごみの不法投棄は後を絶たない状況にあることから、中標津警察署羅臼駐在所、羅臼海上保安署の協力をいただき、監視体制のさらなる強化を図るとともに、町内各所にポイ捨て防止看板やのぼりの設置、広報等による啓発を継続し、不法投棄の撲滅を目指します。

昨年8月に新たな取組として、国内最大級のインターネット情報掲示板サイトを運営する「株式会社ジモティー」と協定書を締結し、全国初となる粗大ごみなどの再利用に関する実証実験を開始いたしました。インターネットが不慣れな町民の御家庭にある不用品や清掃センターに持ち込まれた粗大ごみの中から再利用可能なものを町が「ジモティー」に掲載し、申込みのあった方に無償でお譲りすることで再利用してもらうものであり、これまでに21点を掲載し、うち10点を譲渡しております。今後も、広報等を通して周知を行い、町民のリユース意識の向上と、資源の再活用による循環型社会の形成を目指してまいります。

根室北部衛生組合が管理する「一般廃棄物最終処分場」は、令和5年4月からの稼働に向け、本年度から埋立施設・前処理施設・水処理施設などの工事が始まることから、工事関係車両の通行などに伴う地元町民への影響が出ないように、根室北部衛生組合と連携を図ってまいります。

温泉供給事業につきましては、有効に活用されずに放置している温泉熱エネルギーを極力削減し、利用する温泉水量を調整することで、ポンプ類の消費電力量を低減し、省エネとCO₂排出削減、また地域の重要な自立エネルギー源である泉源を将来にわたり継続的かつ大切に利用していくことを目的に、老朽化した温泉供給施設、温泉供給配管など効率低下の原因となっている設備を高効率機器へ交換するとともに、高断熱化改修を行うため、昨年度「羅臼町温泉設備改修基本計画」を策定いたしました。今年度は、本基本計画に基づき、温泉供給施設高効率化改修の実施設計を行い、令和4年度から改修工事の着手を目指してまいります。

豊かな自然環境と貴重な動植物の生態系からなる「知床」は、世界自然遺産として将来にわたり伝え、保全していく大事な地域であります。また、生態系の頂点にあるヒグマの存在は、知床が豊かな自然を有することのあかしであり、これまでの取組成果を検証し、ヒグマ管理計画に基づき資源として守っていく必要があります。地域による「草刈り活動」の取組は、連合町内会の理解により多くの住民が参加し、町内外から建設事業者の御支援をいただきながら実施され、生活圏への出没減少につながったものと考えております。

また、野生鳥獣を適正に管理するために重要な存在であるハンターについては、将来的に人材が不足する可能性がありますので、確保のため支援となる補助制度を創設し、地元猟友会の協力連携を図りながらハンターの確保と育成に取り組んでまいります。

次に、「豊かな心を育む教育文化のまち」についてであります。

グローバル人材の育成に伴う英語教育の推進につきましては、世界自然遺産「知床」の地として、知床学を幼稚園から学ぶ子どもたちには、羅臼町のことをより深く理解し、広く日本や世界に向けての情報発信や様々な国の人々と積極的に交流できるグローバルな人材に育ってほしいと願っております。そのため、外国語指導助手であるALTを2名体制にした指導と併せて、町内外の人材を活用するなど幼少中高一貫して英語教育を充実させてまいります。

急激な人口減少に伴い、入学者が減少傾向にある羅臼高等学校は、北海道が策定している公立高等学校配置計画において、「高校配置の基本的考えとして、第1学年1学級の高校のうち、地理的状况などから再編が困難であり、かつ地元からの進学率の高い高校は地域連携特例校として存続を図る。」とし、存続が決まりました。

様々な課題である一方で、当町としましては、高校生の水産教室や創作料理プロジェクトなど地域の特色を生かした教育を継続するとともに、高等学校と教育委員会の連携を密に情報共有を図りながら進んでまいりましたが、令和3年度の羅臼高等学校への入学出願者数を見ますと、今後の高校存続が危ぶまれる状況であります。羅臼高等学校につきましては、行政だけではなく町民の意見も聞き、保護者や生徒にとって、町民が誇ることのできる魅力ある高等学校づくりを進め、必要な支援や存続に向けた取組を共に考えてまいります。

社会教育施設につきましては、町の社会教育活動の拠点として重要であるものと認識しておりますが、施設の建設等はほかに老朽化している公共施設も数多くあり、今後、建設や改修等の計画の見直しや土地の確保も含め、十分な検討を行った上で判断することが必要と考えております。現在、役場1階に開設しております羅臼町図書館や、令和元年度に解体した公民館といった社会教育施設の在り方につきまして、各施設における機能面や施設管理、将来を見据えた基本方針について、検討・協議を進めてまいります。

耐震と機能充実のための内部改修を実施しております羅臼町民体育館は、令和3年6月リニューアルオープンにむけ準備を進めております。工事中、体育館が使用できないことで多くの方に御不便をおかけいたしました。新たな体育館ではスポーツ利用に特化することなく、文化活動や各種会議が開催できるよう会議室や調理実習室を整備するとともに、幼児・児童が安心して遊ぶことができるプレイルームを設置するなど、広く町民に愛され利用しやすい施設を目指しています。

また、このたびのリニューアルオープンを記念して、末永く町民に愛される場とするため、施設の愛称を募集することといたしましたので、たくさんの方々に感心を持っていただき、数多く応募されるよう進めてまいります。

最後に、「身の丈に合った財政健全化の実現」についてであります。

現下の国における財政状況は、新型コロナウイルス感染症による景気の悪化で税収が減るのは確実な一方、新型コロナウイルス感染症対策を名目とする歳出増は強まるばかりで、財政再建の道のりは険しさを増しているところであります。

また、令和3年度の地方財政に対する課題の中で、新型コロナウイルス感染症への対応と地域経済の活性化の両立を図り、「新たな日常」の実現に取り組むとともに、激甚化・頻発化する災害への対応のため、防災・減災、国土強靱化を推進するほか、東京一極集中の是正に向けた地方創生を推進することができるよう、安定的な税財政基盤を確保することとされております。

このような状況の下、当町の令和3年度一般会計における当初予算の総額は、49億6,300万円で、昨年度当初予算に比べまして7.2%、約3億8,400万円の減額となりました。

この要因としましては、事業関係では、昨年度「羅臼町民体育館耐震・改修事業」が完了しましたが、今年度は「防災行政無線デジタル化更新事業」の約3億4,000万円のほか、「深層水取水管増設事業」、「各小学校・春松幼稚園LED改修事業」、さらには「町営住宅等建替推進事業」及び「町営住宅ストック総合改善事業」、「町道植別2号線道路改良事業」の継続に伴うものであります。また、「知床未来中学校建設事業」で借入れた起債の元金償還が始まることから、公債費も1億4,000万円増加しております。

これらの財源を確保するため、収入の多くを町税や地方交付税に依存している当町ではありますが、回復の兆しが見えない水揚げの低迷や新型コロナウイルス感染症の影響による町税の減収、加えて、昨年度実施された国勢調査の人口減少に伴う地方交付税の減額などから、歳入不足を補うため「公共施設整備基金」や「財政調整基金」のほか、特に今年度は増嵩した公債費に充当するため、「減債基金」も加えて、総額約5億2,200万円取り崩さなければならない一段と厳しい予算編成になりました。

歳入につきましても、基幹産業である漁業不振により減収が続いている町税は、以前のような収入確保することが困難な状況となっていることに加えて、新型コロナウイルス感染症の影響により観光業や商工業が低迷しているなど、まち全体として不景気色がさらに色濃くなっております。

このような状況から、税収確保には大変苦慮しているところではありますが、引き続き納税意識の高揚を図るとともに、公平・公正の観点から納期内自主納付の啓発を強化して、税収確保に努めてまいります。

なお、滞納者に対しては、完納に向けた計画的な納税指導・履行監視に努め、誠意のない滞納者については、釧路・根室広域地方税滞納整理機構や北海道とも連携しながら、引き続き法令にのっとり、滞納整理を粛々と厳格に進めるとともに、税外収入につきましても債権管理条例の規定に基づき、適切な収納対策と滞納整理を進めてまいります。

一方、歳出につきましては、近年「羅臼町民体育館耐震・改修事業」をはじめとする複数の大型事業で地方債を借り入れていることから、今後数年は地方債現在高が増加傾向で推移することが見込まれますので、その償還財源を確保するために公債費の管理を適正に行うことが課題となっております。

「経常収支比率」も高い水準で推移しているため、財政の硬直化が進んでおり、弾力性を確保する対策を講じることも必要となっておりますが、財政が厳しい状況の中にあっても、感染症拡大への対応と地域経済の活性化の両立や「新たな日常」の実現、防災・減災などの重要課題に対応しつつ、行政サービスを安定的に提供していく対策も講じていかなければなりません。

このことから、「羅臼町公共施設等総合管理計画」に基づき、公共施設などの適正配置や老朽化対策などの取組を進めているところではありますが、行財政改革の取組につきましても、引き続き一層の創意工夫をもって、歳出全般にわたり経常経費の節減合理化に努めるとともに、事業の必要性や効率性などにより、徹底した見直しを図ってまいります。

特別会計につきましても、独立採算の原則に基づき、健全性を維持するために徹底した歳入確保と歳出削減を図るとともに、各会計内の自助努力による操出金の抑制に努めてまいります。

こうした状況を踏まえながら、これから直面する重要課題を的確に捉え、財政需要を中長期的に把握し、「財政調整基金」や「公共施設整備基金」、「減債基金」などへの積立てを可能な限り積極的に進めるとともに、町債発行額につきましても、元金償還額と調整を図り、将来負担の上昇をできる限り抑えることに努めながら、身の丈に合った当町の財政構造を構築し、持続可能で健全な財政運営を行うため、中長期的な財政健全化計画の策定を目指してまいります。

以上、令和3年度の町政を執行するに当たっての基本姿勢と主要な施策の概要について述べさせていただきました。

社会の急速な変革に伴い、人口減少や少子高齢化による生産年齢人口の減少で地域経済を支える担い手不足、水産業の低迷など、地域経済や町の財政運営への影響が懸念される中、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴って、社会情勢が激変し、過去に類を見ない厳しい状況にあります。

先人たちが幾多の難局を乗り越えたからこそ、今の羅臼町の発展があることを心に刻み、まちに対する真摯な思いを町民皆様と共有し、次の世代へしっかりと引き継いでいくため、厳しい現実から目を背けることなく、何事にも諦めない強い気持ちで羅臼町の未来のため効果的な施策を適時適切に実施し、私の持てる力の限りを尽くしてまいります。

町民の皆様、議員各位、羅臼町を応援してくださる全国の皆様のより一層の御理解と御支援を賜りますよう心からお願い申し上げます、令和3年度の行政執行方針といたします。

○議長（佐藤 晶君） 次に、教育行政執行方針の説明を求めます。

教育長。

○教育長（和田宏一君） 令和3年羅臼町議会第1回定例会の開催に当たり、教育行政の基本姿勢及び主要な施策について申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の拡大など、先行きが不透明で「予測困難な時代」の中、情報化やグローバル化が一層進展し、多様な事象が複雑化を増してきています。

このような時代にあって、学校教育では一人一人の児童生徒が自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値がある存在として尊重し、協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り開き、持続可能な社会づくりの担い手となることが求められています。

この先、当町が持続的に成長・発展していくためには、人口減少やグローバル化に的確に対応しながら変化を先取りした改革を進め、SDGs 17の目標を念頭にその実現に向けた取組が急務であり、豊かな語学力やコミュニケーション能力、主体性・積極性・異文化理解の精神等を身につけ、様々な分野で活躍できる人材の育成が重要です。

豊かな自然環境や歴史、文化の下で子どもたちがふるさとへの誇りと愛着を持ち、ともに支え合い、自らの感性や創造性を磨き、無限の可能性を發揮するたくましい人材へと成長していくことができるよう、町民の皆様とともに「羅臼町教育大綱」を共有し、様々な分野について広く緊密な連携を図りながら、教育の充実・発展に取り組んでまいります。

こうした認識の下、教育行政に望む基本姿勢を申し上げます。

当町の教育目標である「ふるさと羅臼の躍進を創造し、いきいきとたくましく行動する心豊かな町民の育成」の実現に向け、羅臼町教育大綱で示されている「社会で生きる力の育成」、「羅臼町の未来を拓く人材の育成」、「生涯学習や芸術文化・スポーツの振興」の3項目を柱とし、SDGsの目標実現を念頭にした取組を推進いたします。

また、誰一人取り残すことなく、全ての子どもたち一人一人が質の高い個別最適な学びと協働的な学びを受けることができるよう、学力・体力の向上をはじめとする教育施策を充実してまいります。

さらに、当町が将来にわたり持続的に輝き続けていくため、学校教育や社会教育を通してよりよい社会を創るという理念の下、地域の活力を支える教育行政を推進してまいります。

次に、主要な施策の概要を申し上げます。

初めに、「社会で生きる力の育成」についてであります。

当町の幼小中高一貫教育は、平成24年に発足し、10年目を迎えます。現在、幼稚園2園、小学校2校、中学校1校、高校1校となり、一貫した教育の中で子どもたちに確かな学力を育むためには、より緊密に幼小中高の連携が必要です。

そのため、小中学校においては、授業の目指す方向の研究主題を統一し、各園・学校ごとの公開授業を実施することにより、授業を検証し、研究の充実を図ります。

また、教師個々の授業力を高めることが学力向上に直結いたします。教員の求める研修

項目の充実や校内研修、幼小中高による合同研修会や、道立教育研究所と連携した研修講座などへ主体的に参加する体制づくりに努めます。

さらに、新学習指導要領に沿った主体的・対話的で深い学びの学習を推進し、昨年度に策定した「羅臼町学力向上プラン」を推し進め、子どもたちが自ら学び、自ら考える授業で一人一人に確かな学力の定着を図り、SDGsの4番目の目標である「質の高い教育をみんなに」を目指します。

「健やかな体を育む教育」に関し、小学校において実施した体育専科及び体育エキスパート教員巡回指導事業では、指導法の改善や児童の体力向上に一定の成果がありました。昨年度の指導方法等を継続し、体育授業を実施し、一層の体力向上に向けた取組を実践してまいります。

また、成長期の児童生徒にあっては、バランスのとれた食事をするにより、体全体の能力が十分に発揮されます。そのために、小中学校において栄養教諭を活用した継続的な食育指導を行い、食に関する知識とバランスのよい健全な食生活を実践できる力を育み、「全ての人に健康と福祉を」、「質の高い教育をみんなに」を目指します。

昨年度、いじめ防止等の対策を総合的かつ効果的に推進するため、「羅臼町いじめ防止基本方針」を策定いたしました。いじめを受けた児童生徒の生命及び心身を保護することが最も重要であることを認識しつつ、全ての児童生徒をいじめに向かわせないとする未然防止の取組を、学校・家庭・地域、その他関係者相互の連携協力の下、地域全体で取り組むこととし、「ジェンダー平等を実現しよう」を目指します。

幼児教育は、子どもたちの生涯にわたる学びと資質・能力の向上に寄与する重要なものであり、幼稚園での活動全体を通して、幼稚園教育要領で定める「幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿」への育みを実現させる質の高い教育を提供できるよう、関係機関と連携し、教員の研修の充実を図ります。また、外国語活動を年少児から年長児までの全てで実施し、園児が英語に楽しく触れる活動を実践いたします。

小学校生活への不安を軽減させる「スタートカリキュラム」では、その検証を不断に行い、幼稚園から小学校への連続した学びに努め、「質の高い教育をみんなに」を目指します。

特別な支援を必要とする園児及び児童生徒については、その能力や可能性を最大限に伸ばし、自立し、社会参加するために必要な力を培うため、きめ細かな教育を行う必要があります。そのため、個別の支援計画「こんぱす」の活用を促進するとともに、より一人一人のニーズに沿った学習とするための指導計画を作成し、当該児童生徒の指導に携わる全ての関係者で情報共有を密に行い、個に応じた適切な指導を行ってまいります。また、専門的な知識を持って指導できるよう、指導者への研修機会の充実を図ることで、「全ての人に健康と福祉を」、「質の高い教育をみんなに」の実現を目指します。

当町では、持続可能な社会づくりの担い手を育む教育を推進するため、町内の幼小中高全ての学校をユネスコスクールに登録し、海の豊かさや陸の豊かさを守る取組の達成に向

け、知床学として「クマ学習」や「海洋教育」などに取り組んできております。

E S Dを推進してきた当町にとっては、S D G sという具体的ゴールに向かい、これらの理解を深めるため、また「ふるさと教育」の充実のためにも教職員の研修機会と町民に対する情報発信を推進し、「住み続けられるまちづくりを」の実現を目指します。

キャリア教育につきましては、望ましい勤労観や職業観を育むための必要不可欠な取組であります。当町の基幹産業である水産業をはじめ、酪農や観光業、食品加工業など多種多様な職業体験の場の確保に努め、児童生徒の将来の職業選択の幅を広げさせることにより、「働きがいも経済成長も」の実現を目指します。

昨年度、社会に開かれた教育課程の実現に向け設立いたしました「羅臼町学校運営協議会」（コミュニティースクール）は、学校・家庭・地域が学校運営について話し合い、共に知恵を出し、子どもたちを育てていく地域ともにある学校づくりを目指すものです。

事業推進のため配置した、学校・家庭・地域をつなぐ地域コーディネーターの活動が活発にできるよう緊密な連絡体制、情報共有や研修機会の充実を図り、学校・家庭・地域のニーズに応じた取組を進めることにより、「質の高い教育をみんなに」、「住み続けられるまちづくりを」の実現を目指します。

子どもたちの健やかな発達には、家庭での教育が大切です。

近年、家庭での子どもたちの生活スタイルは大きく変化し、SNS利用や生活習慣に起因する様々な課題が浮き彫りとなっており、家庭学習や読書といった時間の使い方にも影響が見られます。家庭教育の充実を図るため、保護者を対象とした研修会の開催や子育て講演会、生活習慣の定着に向けた学習機会の提供や啓発等を実施し、子どもの健やかな成長と自律、親力の向上への取組を進め、「全ての人に健康と福祉を」の充実を図ります。

様々な状況下であっても、「学びを止めない」教育環境の実現のため、昨年度全ての小中学校でICTを活用できる環境を整備いたしました。新学習指導要領では、子どもたちの学習活動を充実させるためには、ICTの特性や利点を十分理解し、主体的・対話的で深い学びの視点から、授業改善につなげることが期待されています。指導方法や指導体制の工夫改善により、個に応じた指導の充実が図られるよう専門的な研修の機会や先進的な学校での取組の情報共有に努めるとともに、ICTによる授業がより効果的に行われるよう、一部教科において「デジタル教科書」の導入を進め、「質の高い教育をみんなに」の実現を目指します。

平成31年4月に「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」に基づく、教育職員の在校等時間の上限等に関する方針として「学校における働き方改革アクションプラン」を策定しております。

教職員の業務の質や効率化を高めるとともに、在校等時間の縮減を図ることにより、日々の生活や教職人生を豊かにさせ、自らの専門性や人間性を高め、子どもたちに対して効果的な教育活動を行うための取組の一つとして、「校務支援システム」を導入いたしま

す。また、在校等時間の適切な管理と把握を行うとともに、職員の適切な健康管理のため、「ストレスチェック」を導入し、「全ての人に健康と福祉を」、「働きがいも経済成長も」の実現を目指します。

当町が保有する教育施設等につきましては、改築や長寿命化・修繕等の方向性について調査、検討し、中・長期的な維持管理に係るトータルコストの縮減を図った上で、教育施設に求められる機能・性能を長期にわたり確保することを目的として「羅臼町教育施設等長寿命化計画」を策定いたしました。本年度は、この計画にのっとり、両小学校及び春松幼稚園の照明のLED化、羅臼幼稚園の外壁と内部改修を実施し、教育環境の充実を図ることにより、「住み続けられるまちづくりを」、「つくる責任つかう責任」の実現を目指します。

次に、「羅臼町の未来を拓く人材の育成」についてであります。

羅臼町で暮らす人々の幸福な人生とよりよい町の未来を創造し、輝き続けていくためには、「よりよい学校教育や社会教育を通じてよりよい社会を創る」という理念の下、学校と地域の連携を深め、情報を共有するとともに、協働して地域の人材を育成することが重要です。

羅臼高等学校は、当町を持続的に発展させる人材育成の場としての役割を期待するものであり、今後も維持活性化させていかななくてはなりません。生徒にとって進学したいと思える魅力的な学校とするため、地域と連携・協働して、社会の変化や生徒の多様な学習ニーズに対応した教育環境を展開し、生徒の自己実現に寄与することができる高校づくりを支援することにより、「産業と技術革新の基盤をつくろう」、「住み続けられるまちづくりを」の基礎とします。

世界自然遺産「知床」の地である当町にとって、海外への情報発信や多様な国との交流を図ることは大切であり、そのためのグローバル人材の育成に力を入れていくこととしております。昨年度に引き続き、英語教育の充実のため、ALTを2名体制で幼小中高一貫して推進し、子どもたちが日常的に英語によるコミュニケーションができる力を育んでまいります。

また、児童生徒が自らの英語力の向上を体感し、さらなる高みを望む意欲を醸成するため、小学校6年生から実用英語技能検定への受検を促し、将来的には中学校3年生卒業時に実用英語技能検定3級合格率50%、高校3年生卒業時には準2級から2級程度の合格率30%を目指すなど、「質の高い教育をみんなに」に取り組みます。

防災教育につきましては、児童生徒の安全確保の観点から、地震や津波、台風などの自然災害において、自ら身を守る能力の育成に向け、北海道や関係機関と連携した取組の一層の充実が必要であり、各学校での避難訓練の継続的な実施や状況に応じた避難経路の検証を実施するとともに、「一日防災学校」の事業を通じ防災意識を高め、「住み続けられるまちづくりを」を目指します。

次に、「生涯学習や芸術文化・スポーツの振興」についてであります。

生涯学習は、自己の充実や生活の向上のために、自らの意思に基づき、必要に応じて自己に適した手段や方法を選んで生涯を通じて行うものです。本や様々な資料で学習しようとする人を援助する生涯学習の中心的な施設として、図書館の役割は重要であります。町民の学習の場としての機能が十分に果たされるよう、機能面や施設面、人的配置など不断に検証し、必要な措置について検討・協議を進めてまいります。

読書活動の推進を図るとともに、図書館の利用促進のため、これまでの蔵書検索システムを利用した情報発信の充実や、学校図書や町民貸出しを可能とする横断的な検索システムの運用を開始します。また、子どもの読書活動につきましては、本年度から取り組む「第2期子どもの読書活動推進計画」により読書週間の定着に向け、親と一緒に読書することなどの「家庭における読書の取組」を推進し、生涯学習の基礎を培い、「貧困をなくそう」、「住み続けられるまちづくりを」の実現を目指します。

当町の社会教育は、ふるさとのよさを発見し、ふるさとに誇りと愛着を持ち、主体的に行動できる人材の育成を目指す「ふるさと学習の推進」を重点とした「第8次社会教育中期計画」に沿って取組を進めております。昨年度に行われた「知床羅臼NOASOBI・MANABIプロジェクト」により、地域の魅力づくりとして創出した新たなフィールドやコンテンツを活用し、ふるさと学習の充実を図ってまいります。また、これからのまちづくりの担い手として期待される青年層の活発な活動や社会参加を促しながら、核となる人材の発掘や育成を図ります。

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、各種事業の在り方や実施方法の工夫が求められております。単に中止や延期をすることなく、できることを模索しながら進めることが大切と考えており、令和3年羅臼町成人式は、来場できなかった方や多くの方々にも御覧いただくことができるよう、LIVE配信を実施いたしました。このような新たな取組について、今後の事業においても必要に応じ導入するなど、映像の力を用いて、町民の皆様へふるさと学習の取組を御覧いただき、事業への参加・協力の輪を広げ、心を結ぶ地域づくりを目指し、「住み続けられるまちづくりを」、「パートナーシップで目標を達成しよう」の実現を目指します。

昨年度実施した「ドローン講座」は、多くの方に参加いただき、大変好評でありました。ドローンの活用方法は、仕事や趣味の中で多種多様にわたり、大きな注目を集めていますので、正しい知識や操作方法を学び、当町の魅力づくりのための手段の一つとしての活用を期待しております。今年度は、ドローンなどで撮影した映像の編集や情報発信といった講座の実施も検討し、「働きがいも経済成長も」、「産業と技術革新の基盤をつくろう」の実現を目指します。

こまぐさ学級などの高齢者を対象とした取組につきましては、参加者ニーズを把握し、多くの方々が生き生きと心豊かな芸術・文化活動が実施できるよう努め、「すべての人に健康と福祉を」、「住み続けられるまちづくりを」を目指します。

各種社会教育関係団体やサークル活動につきましては、活動場所の確保として、今年度

も学校開放事業や代替施設となる町内施設の利用調整に努め、文化協会等と連携を図りながら日頃の活動が円滑に行えるよう取り組み、「住み続けられるまちづくりを」を目指します。

社会体育活動につきましては、耐震と機能充実のための内部改修を実施していた町民体育館が令和3年6月にリニューアルオープンを予定しております。新たな体育館では、町民の体力向上に寄与できるようトレーニングルームの充実を図るとともに、スポーツ合宿もできるよう、調理実習室や幅広い利用者層を想定し、多目的トイレを整備いたしました。町民の皆様様にスポーツへの関心を高めていただき、利用拡大につながるよう、スポーツ協会やNPO法人羅臼スポーツクラブ「らいず」と連携して、レジャースポーツやレクリエーション事業を企画・実施し、健康増進とコミュニティづくりに役立つスポーツ振興を図り、「すべての人に健康と福祉を」、「住み続けられるまちづくりを」の実現を目指します。

昨年登録された日本遺産「鮭の聖地の物語～根室海峡一万年の道程」につきましては、1市3町で構成する「鮭の聖地メナシネットワーク」において、この地に暮らす私たちが誇りと愛着を持ってその魅力を語り伝えていけるよう歴史的な裏づけと、今の生きる産業の担い手たちの思いを重ね「鱒形図拾壺品鮭形図四品」の紹介資料を制作することとしています。

日本遺産の深掘りモデルコースを実施するほか、地域の宝である食の資源についても、その魅力を整理することとしており、知床羅臼町観光協会等と連携し、地域振興につながる取組について検討し、「産業と技術革新の基盤をつくろう」、「海の豊かさを守ろう」、「陸の豊かさも守ろう」の実現を目指します。

当町には、先人たちが培ってきた文化的活動と、それによって生み出されてきた貴重な文化財が数多くあります。郷土資料館では、多くの町民に自らの地域について様々な角度から学び、理解を深める講座などを企画し、郷土に愛着や誇りを持つことにつながるよう、当町の歴史、文化、自然等について学習する機会の提供を図ります。

羅臼町無形文化財第1号であります「羅臼町郷土芸能 知床いぶき樽」は、町の唯一の郷土芸能であり、その歩みや功績を後世に末永く伝えるため、郷土資料館内に資料展示スペースを新たに設け、郷土芸能の保存と伝承に努めます。

また、人口減少が進む中、各種活動において指導者不足という課題があり、羅臼町第8次社会教育中期計画でも指導者の発掘と養成を推進項目として取り上げております。引き続き、関係団体と連携を図りながら後継者の育成に力を入れ、「住み続けられるまちづくりを」の実現を目指します。

以上、令和3年度に取り組む主要な施策を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症対策により、学校の生活様式も含め、教育を取り巻く環境が急激に変化しています。この中で、児童生徒が健やかで豊かな学びが続けられる地域づくりを推進するためには、学校・家庭・地域・行政の緊密な連携と深い理解が不可欠です。

知床学をはじめとするふるさと教育を核としたE S Dを推進し、S D G sの4番目の目標である「質の高い教育をみんなに」を重点目標に、持続可能な教育環境の整備に努め、羅臼町の教育の充実・発展に取り組んでまいります。

議員の皆様をはじめ、町民の皆様の御理解と御協力を心からお願い申し上げます。

○議長（佐藤 晶君） 以上で、町長・教育長行政執行方針の説明が終わりました。

町長・教育長行政執行方針に対する質問及び一般質問は、後日行います。

◎散会宣告

○議長（佐藤 晶君） これで、本日の日程は全部終了いたしました。

なお、明日6日から7日までの2日間は、会議規則第9条第1項のため、休会となります。3月8日は、午前10時開議とします。議事日程は、当日配付いたします。

本日は、これで散会します。

御苦勞さまでした。

午後 2時22分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

議 員

議 員